

下野市総合計画基本構想・基本計画（案）に関するパブリックコメントの結果について

1. パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間

平成 19 年 10 月 2 日（火）～平成 19 年 10 月 26 日（金）午後 5 時

(2) 意見の応募者数及び件数

- ・ 応募者数及び件数 3 名、20 件
- ・ 男女内訳 男性 2 名、女性 1 名
- ・ 年代内訳 40 代：1 名、50 代：1 名、60 代：1 名

(3) 提出方法の内訳

郵 送	ファクシミリ	電子メール	持 参	計
1	-	2	-	3

2. 意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
1-1	基本計画 P32 19～21 行目 施策・事業内容 児童福祉・子育て支援	現在実施されている学童保育の管理運営に関する提案を します。（保育時間の延長等）	提案要望については今後の参考とさせていただきます。

2-1	基本構想全体	市民からの提案を受け、それを検討する部門や、その結果を公表する仕組みを提案します。	本市が実施する行政評価は毎年度終了後その事業の成果の検証を実施することとしています。その際には、施策や事業実施にあたり、第三者評価機関による評価を実施し、その結果を公表する方針です。それにより、施策等に関する市民の意見を広く聞き入れることが可能となっています。
2-2	基本構想 P15 下から4行目 総合計画懇話会 1. 都市基盤に関する提言	ガーデンシティ・緑のネットワークの構築についての積極的な検討を望みます。	基本計画 P25 基本方針にあるよう「自然環境を保全し、自然と人とのバランスの取れたまちづくりを目指す」としています。そのため、ご指摘の緑のネットワークの構築等を念頭に「緑の基本計画」を作成することとしています。
2-3	基本構想 P16 3行目 2. 保健福祉に関する提言	空き店舗を使った「高齢者のたまり場、居場所づくり」について積極的に推進することを提言します。	基本計画 P33 の「高齢者の生きがい活動の支援」等を実施することとしています。今後は、ご指摘の施策等が実現できるよう市民とともに検討していきます。
2-4	基本構想 P16 下から2行目 6. 地域社会に関する提言 コミュニティ等の再構築と参加意欲の高揚	小学校単位でのコミュニティの再構築による、活動の活性化を提言します。	地域社会の一体感を醸成するための、コミュニティ、自治会等の地域活動の活性化は本計画の基本的な方針です。そのため、各種の支援をとおして、コミュニティ等の連携強化を図ることとしています。なお、コミュニティエリアの再構築については今後の参考といたします。
2-5	基本構想 P17 7行目 7. 行財政に関する提言 市民との協働に関する体制強化	市の一定額以上の予算・事業に関して、市民自らが査定する仕組みづくりを提案します。	基本計画 P49 施策・事業内容、事務事業の評価検討に明記した、本市の進める「事務事業評価システムの構築と運用」は、市民との協働を基調としています。そのため、第三者評価や評価の公表などの導入を前提としたシステムの構築を目指しています。
2-6	基本計画 P48 6(2) 行財政運営の充実	行政改革や人材育成の一環として、職員自ら問題点を出し、自らの手で解決方法を探らせるシステムの構築を提案します。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。

2-7	基本計画 P34 4行目 高齢者の生きがいく りと自立支援 シルバー人材センター 運営支援	シルバー人材センターの運営改善について提案します。 ・定年制の採用 ・シルバー人材センターのNPO法人化	ご意見は今後の参考とさせていただきます。
3-1	基本構想 P9 4行目	基本構想内での人口標記の統一性が取られていません。	有効数字3桁として表記します。
3-2	基本構想 P20 都市構造イメージ	南河内地区の地域保健福祉拠点が削除されていますが、新市建設計画との整合性が認められません。	南河内地区の地域保健福祉拠点は、均衡ある発展に伴う必要施設として新市建設計画に計上しました。現時点で当該施設は合併市町村としての「一体性の確保に資する事業」「均衡ある発展に資する事業」として位置づけることが困難であるため削除することしました。
3-3	基本計画全体（事業評価）	基本計画（案）について、事業分類別の評価の偏りが見られます。特に「事業を取り巻く状況」の評価が、事業の性質ごとの件数に大幅な偏りが見られます。	従来は分野別（分類1～5）ごとの独自の評価基準によって事業の選択をしていたものを、その緊急性、節減可能性、熟度等により同一の評価基準により評価することとしています。そのため、国からの義務付けの度合いが低く、改革や工夫の余地がある事業は、市民の生命や財産の保証に関わる事業に比べ、優先度は必然と低くなり、結果、評価に偏りが生じることとなります。
3-4	基本計画全体（事業評価）	基幹的な新規施策・事業に対する評価の低さが見られます。	市として主要な取組みとして位置づけている基幹的な事業であっても、その熟度・緊急性・改善の余地等により評価しているため、「C：事業計画の見直しを行いながら事業を推進」「D：大幅な事業計画の見直しを行いながら事業を推進」の評価となっています。
3-5	基本計画全体（事業評価）	現在検討中の基幹的な新規施策等について、早急な実施が適切とされた事業についての評価が低い場合に、20年度に適切な予算が配分されない可能性があります。	毎年度、評価の見直しを実施することにより、適切な事業の優先度を設定していきませんが、予算編成時点で「事業を取り巻く状況」が外的な要因で大きく変化した事業については、評価を見直すことも必要となります。
3-6	基本計画全体（事業評価）	事務事業評価の更正措置を提案します。	評価基準については今後も研究することが必要であり、提案については今後の参考とさせていただきます。

3-7	基本計画 P16 下から4行目 2(2)工業・商業の振興	基本方針の中で「既存工業団地等への新規企業の立地・誘導を図り」と記述してあるが、施策・事業の中に、対応する事業が掲げられていません。	ご指摘の基本方針に対応する具体的事業については、担当部署の業務の一環として行うものであり施策・事業内容に記載していません。
3-8	基本計画 P23 下から3行目 3(2)人に優しい交通環境の整備	基本方針の中で、「市民の市内での公共交通機関による、移動の利便性を高めるため、公共施設を結ぶ交通手段の検討を進め、」と宣言していますが、施策・事業内容の中に、対応する施策・事業が掲げられていません。	ご指摘の基本方針に対応する具体的事業については、担当部署の業務の一環として行うものであり施策・事業内容に記載していません。
3-9	基本計画 P29 下から1行目 4(1)生涯健康のまちづくり 健康づくり施設	施策・事業内容において、「ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館の管理運営」の優先度が5Cとなっていますが、この事業は、市の行政改革大綱において、3町合併に伴う重複事業の整理統合が厳しく要請されている象徴的な案件であることから、優先度の評価をDに下げるのが妥当と考えます。	ご指摘の3館については、行政改革の対象として、統廃合を含めその管理運営手法等の見直しを行うこととしていますが、現時点では将来的な施設の利用方針が決定されていないため、現状の市民サービスを維持することから「C:事業計画の見直しを行いながら事業を推進」と評価しています。
3-10	基本計画 P41 17行目 5(2)安全・安心なまちづくり	基本方針の中で、「地域防災計画の策定」及び「防災マップの作成」を宣言していますが、施策・事業内容の中に、対応する施策・事業が掲げられていません。	下野市地域防災計画は平成19年3月に作成され、当該計画は「引き続き調査・研究を行い、毎年度検討を加え必要に応じ計画の見直しを行う。」こととなっています。また、防災マップも当該計画に含まれており、計画同様に見直しが行われることとなっています。
3-11	基本計画 P46 下から2行目 6(1)協働のまちづくりの推進 基本方針	基本方針の中に「男女共同参画」への言及がありませんが、重要なテーマですので、盛り込むことが妥当と考えます。	基本方針では、地域活動での市民の参加を通じて協働を推進することを主眼としており、その一環として男女共同参画を位置づけています。近年の参画社会実現への機運の高まりと、市としての男女共同参画社会実現への姿勢をより明確にするため、基本方針に加筆することといたします。
3-12	基本計画 P49 下から12行目 6(2)行財政運営の充実 計画的な行財政運営	施策・事業内容において、「行政改革の推進」の優先度が3Bとなっていますが、当然、自治体は積極的に行革に取り組むべきでありAの評価が妥当です。	「事業を取り巻く状況」は、国等の義務付けや事業内容が固まり事業費を再検討する余地の無いものをAとし、その方策に見直しの余地のあるものをB以下としています。「行政改革の推進」については、事業評価システムの構築費用等の削減の余地があることからBと評価したものであり、行政改革の推進を弱めるものではありません。